

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

- 一 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置すること。
(第二十条関係)
- 二 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めること。
(第二十一条関係)
- 三 海事局に海技・振興課を設置すること。
(第一百五十四条関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

(附則関係)